

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月十四日奈良県指令建第九四―九九号

平成二十七年一月二十日奈良県指令建第九四―九九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十六日建第八三九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十六日建第五〇四五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市南八木町三丁目四三番五、四三番六、四三番一〇、四三番一一、四三番一二、四三番一五、四三番一六、四三番二〇、四四番二、四四番三、四四番六、四四番七、四四番八、四四番一三、四四番一四、四四番一六、四五番三、四五番四、四五番五、四五番七、四五番八、四五番九、四五番一〇、四六番三、四六番四、四六番五、四六番一〇及び四六番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町六丁目一九番一号

太陽ビルメン株式会社 代表取締役 小西幸代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市南八木町三丁目四三番五の一部、四三番一〇の一部、四三番一六、四三番二〇、四四番二の一部、四四番三の一部、四四番六、四四番七の一部、四四番一三、四四番一四、四五番三、四五番四の一部、四五番五の一部、四五番七、四五番八、四五番九、四五番一〇、四六番三の一部、四六番四、四六番五及び四六番一〇
下水道 橿原市南八木町三丁目四三番一六、四四番六、四五番三、四五番五及び四五番九の各一部